

第 2 次小城市男女共同参画プラン

# さくらプラン

(案)



小 城 市

平成 年 月



## 目 次

<b>第1章 プランの策定にあたって</b>	1
1. プラン策定の背景と目的	1
（1）プランの趣旨	1
（2）プランの位置付け	1
（3）プランの構成	2
（4）プランの期間	2
（5）プランの推進	2
（6）プランの名称	2
<b>第2章 小城市の課題</b>	3
1. 小城市の現況	3
（1）これまでの取り組み	3
（2）社会情勢の変化	4
2. 男女共同参画に関する意識	6
（1）調査の概要	6
（2）市民・中学生の意識	7
<b>第3章 プランの内容</b>	19
1. プランの体系	19
2. 推進のための指標	20
3. 基本目標・施策の方向	21
基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	21
施策1 男女平等の意識啓発	
施策2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	
基本目標 誰もが安心して暮らせる社会づくり	21
施策1 生涯を通じた健康づくりの支援	
施策2 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	
施策3 ハラスメントの防止	
基本目標 男女が共に参画する社会づくり	22
施策1 家庭や地域における男女共同参画の推進	
施策2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
基本目標 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり	22
施策1 女性の活躍推進と男性の意識改革	
施策2 職場における男女共同参画の推進	
施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進	
施策4 市役所における男女共同参画の推進	
基本目標 配偶者等に対する暴力のない社会づくり	23
施策1 DVを許さない意識づくりの推進	
施策2 安心して相談できる相談体制の整備	
施策3 DV被害者の安全確保と自立支援	

## 施策4 関係機関の連携・協力

### 付属資料

- 男女共同参画社会基本法
- 佐賀県男女共同参画推進条例
- 「小城市男女共同参画審議会委員」名簿
- 男女共同参画の推進のあゆみ（年表）
- 用語説明

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1. プラン策定の背景と目的

### (1) プランの趣旨

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会です。

こうした社会を形成するには、男女が共に将来に夢を持ち、互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野に共に参画して、喜びも責任も分かち合うことが重要です。

我が国においては、平成11年(1999年)に男女平等の実現に向けた取り組みをより進めるとともに、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応するため、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することを目的とし、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として取り組まれています。

小城市においては、平成19年(2007年)3月に、「小城市男女共同参画プラン さくらプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施してきました。

こうした取り組みを経て、少しずつその成果が上がり始めていることが見受けられますが、ライフスタイルや世帯構造の変化などにより、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、固定的性別役割分担意識や様々な社会制度・慣行は依然として根強く残っており、男女共同参画や女性の活躍が進まない一因となっています。

「第2次小城市男女共同参画プラン」は、以上のような状況を踏まえて「小城市男女共同参画プラン」の計画期間満了を受け、今後5年間に小城市が市民、団体、事業所等とともに取り組むべき施策の方向と内容を「第2次小城市男女共同参画プラン」として策定するものです。

### (2) プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、今後、小城市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たすものです。

本プランの「基本目標 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定する「市町村推進計画(女性活躍推進計画)」に位置付けます。

本プランの「基本目標 配偶者等に対する暴力のない社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画(DV基本計画)」に位置付けます。

本プランは、小城市の長期計画である「第2次小城市総合計画」と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための具体的な取り組みの方向性を示すものです。

### (3) プランの構成

本プランは、男女共同参画社会の実現に向け、小城市が目指す「目標」及び6つの「基本目標」、それらの実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って今後5年間に推進する「具体的施策」を示しています。

### (4) プランの期間

このプランの期間は、平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5か年とします。

### (5) プランの推進

#### 市役所内の推進体制

市役所内の推進組織である「小城市男女共同参画推進本部」(本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、委員：全部長)において、プランの進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、男女共同参画社会を実現するための行政施策を総合的かつ効果的に推進します。

#### 男女共同参画審議会

本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため設置している「小城市男女共同参画審議会」において、小城市男女共同参画プランの策定及び見直しに関すること及び、プランに基づく施策の実施状況に関することを、調査、審議します。

#### プランの進行管理と進捗状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を審議会に報告し、意見及び評価を受けてプランの進行管理を行うとともに、実施状況を市民に公表します。

### (6) プランの名称

桜(さくら)は市の木、花として制定され、市民に親しまれています。また、実桜は、「さくらんぼ」と言われ、2つの実をつけ大きくなっていくところから、男女が共に手を携えていく様子を表しています。小城市の男女共同参画が、白い淡い色の花から、鮮やかな色をつけ、美しい実を結ぶことを願い、「さくらプラン」と名づけました。

「第2次小城市男女共同参画プラン」も、上記の考え方を継承し「さくらプラン」とします。

## 第2章 小城市の課題

### 1. 小城市の現況

#### (1) これまでの取り組み

小城市では、平成17年(2005年)年7月に、市役所内の推進体制として市長を本部長とし、副市長教育長及び部長級で構成する「小城市男女共同参画推進本部」を設置し、同年10月には、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」を策定するにあたり「小城市男女共同参画プラン策定懇話会」を設置しました。

その後、市民及び中学生に対する意識調査により現状や課題の把握を行い、小城市が目指すべき目標やその実現に向けた施策の方向について検討を行い、平成19年(2007年)年3月に「小城市男女共同参画プラン さくらプラン」を策定しました。

プランの、3つの政策と20の施策に基づき、男女共同参画についての研修会の開催や市職員・市民に対する意識啓発を行うなど、男女共同参画に関する取り組みを推進してきました。

また、プラン策定後5年が経過した平成23年(2011年)に、再び市民に対する意識調査により現状を把握するとともに課題を整理し目標値の検証を行い、後期重点項目として新たな項目の設定と平成28年度(2016年度)を目標年度とする目標値の設定を行いました。

また、平成25年度(2013年度)には、「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」を策定し、庁内関係部署、関係機関と図りながら、総合的にDV対策を推進しました。

## (2) 社会情勢の変化

### 家族構成の変化

平成 22 年国勢調査第 1 次基本集計結果によると、小城市の世帯総数は平成 17 年調査 13,914 世帯から 14,305 世帯に増加しています。しかし、世帯数当たり親族人員は、3.30 人から 3.16 人に、3 世代世帯数も 2,873 世帯（世帯総数の 20.65%）から 2,531 世帯（同 17.69%）に減少しています。一人暮らし高齢者世帯は、増加して 944 世帯（同 6.78%）から 1,061 世帯（同 7.42%）となっています。夫婦のみの世帯は、2,446 世帯（同 17.58%）から 2,645 世帯（同 18.49%）と増加しており、夫婦と子どもからなる世帯は、4,633 世帯（同 33.30%）から 4,709 世帯（同 32.92%）と増加しています。夫婦と子どもからなる世帯で 18 歳未満の子どもがいる世帯では、2,706 世帯（同 19.45%）から 2,636 世帯（同 18.43%）と減少傾向にあります。18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯（核家族）については、354 世帯（同 2.54%）から 373 世帯（同 2.61%）と増加しています。

このことから小城市においても、核家族化や少子・高齢化により家族構成が変化していることが見受けられます。

	平成 17 年	平成 22 年
世帯総数	13,914 世帯	14,305 世帯
3 世代世帯数	2,873 世帯	2,531 世帯
一人暮らし高齢者世帯	944 世帯	1,061 世帯
夫婦のみの世帯	2,446 世帯	2,645 世帯
夫婦と子どもからなる世帯	4,633 世帯	4,709 世帯
18 歳未満の子どもがいる夫婦と子どもからなる世帯	2,706 世帯	2,636 世帯
18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯（核家族）	354 世帯	373 世帯

### 地域社会の変化

平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）の人の流れを整理すると、小城市内に留まった人が約 73%（ ）で、市内へ転入した人が約 24%（ ） 市外へ転出した人は約 27%（ ） でした。

この結果から、市民のうち約 3 割が小城市に住んで 10 年以内であり、市民が入れ替わることにより市民ニーズも変化していることが考えられます。また、コミュニティ意識や連帯意識の希薄化が危惧されています。



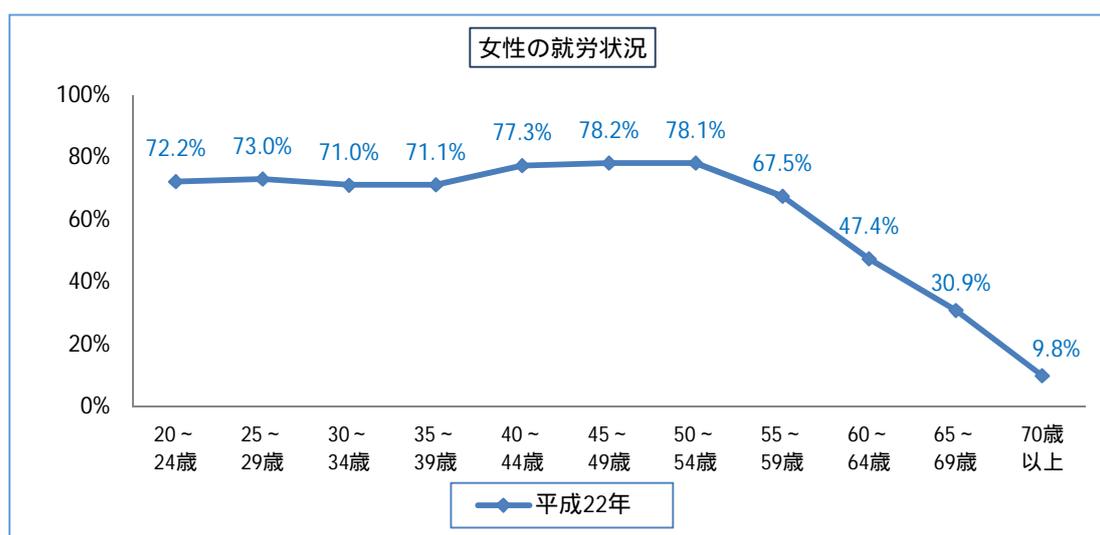
（平成 27 年 11 月策定 小城市まち・ひと・しごと総合戦略より）

## 就業構造の変化

小城市の平成22年国勢調査第2次基本集計結果によると、働き盛りの25歳～54歳の男性の労働力人口は、平成17年調査の8,320人(総労働力人口の34.84%)から7,606人(同32.30%)と減少しており、女性の労働力人口も6,817人(同28.54%)から6,680人(同28.37%)と若干減少しています。また、男女の高齢者の労働力人口は、2,168人(同9.08%)から2,218人(同9.42%)と増加傾向となっています。

働き盛りの25歳～54歳の就業者総数に占める女性の割合は、平成17年調査の6,490人(就業者総数の45.12%)から6,440人(同47.37%)と若干増加しており、半数近くとなっています。

また、女性の就労状況では、国の統計で表れているような出産・育児期にあたる30歳代に一時くぼみ(一時的な就労率の低下)その後子育てが一段落する40歳代にかけて就労率が持ち直す、いわゆる「M字カーブ」が非常に緩やかになっています。



## 2. 男女共同参画に関する意識

本プランの策定にあたり、小城市における男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の基礎資料とすることを目的として「男女共同参画に関する市民意識調査」と「男女共同参画に関する中学生意識調査」を実施しました。

### (1) 調査の概要

	市民意識調査	中学生意識調査
調査方法	調査票による郵送調査	学校での配布回収
調査時期	平成 28 年 2 月	平成 28 年 2 月
調査対象	小城市内に居住する 満 19 歳以上の市民	小城市内の中学校に通学する 中学 2 年生
標本抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	悉皆調査
調査対象者数	2,000 人	461 人
有効回答数	707 人	441 人
有効回答率	35.35%	95.66%

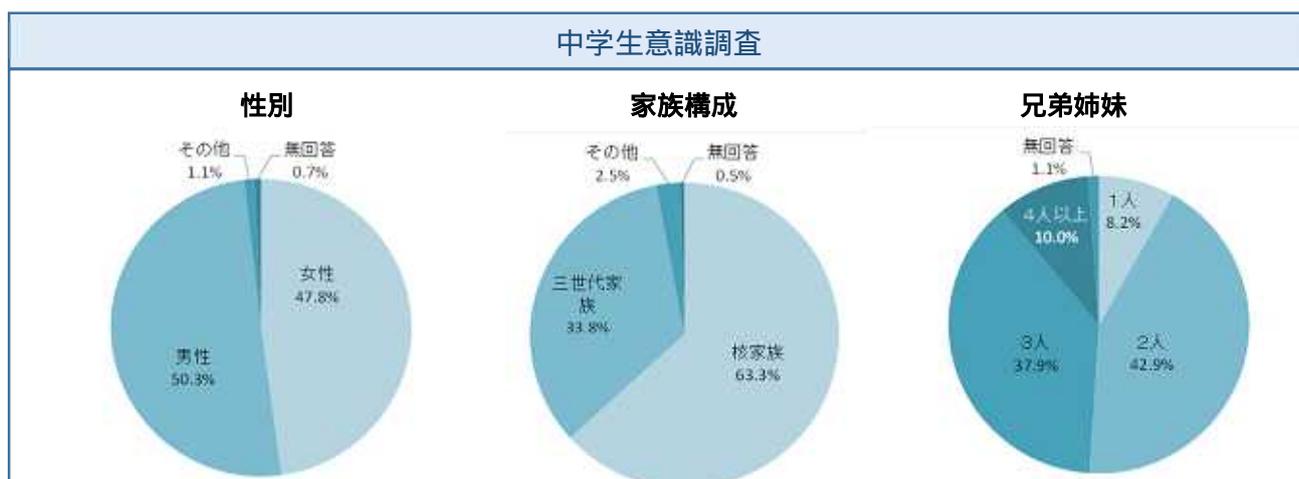
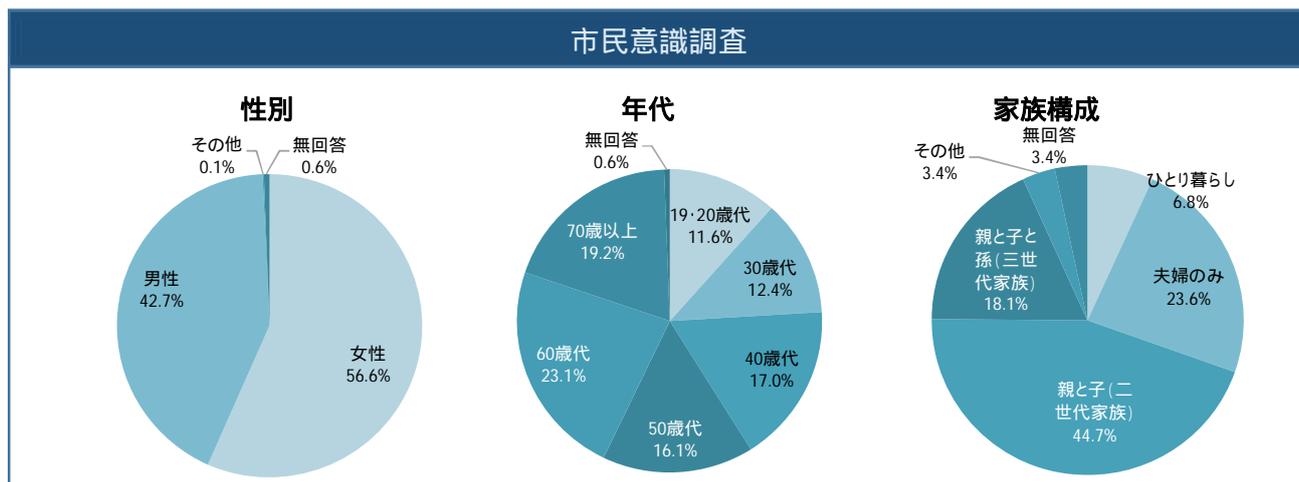
### 集計上の注意

端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。

図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。

複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。

図表の「H17」は平成17年度、「H22」は平成22年度、「H27」は平成27年度を表しています。

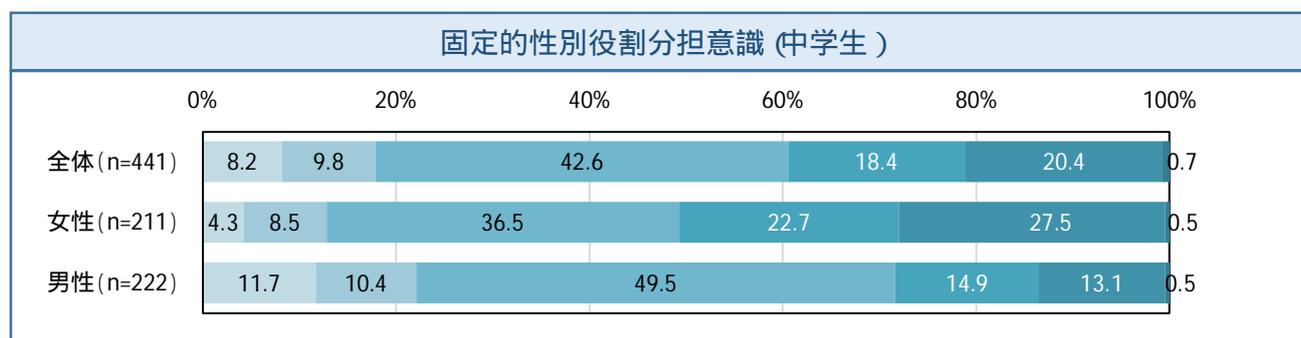
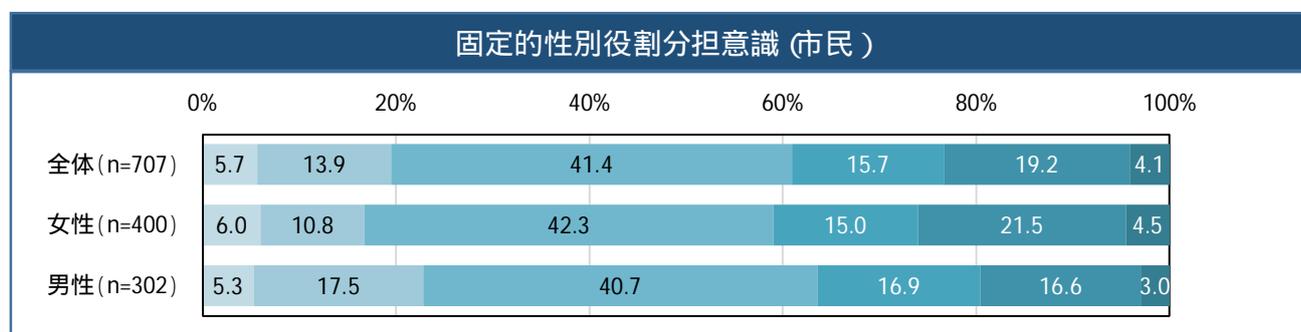


## (2) 市民・中学生の意識

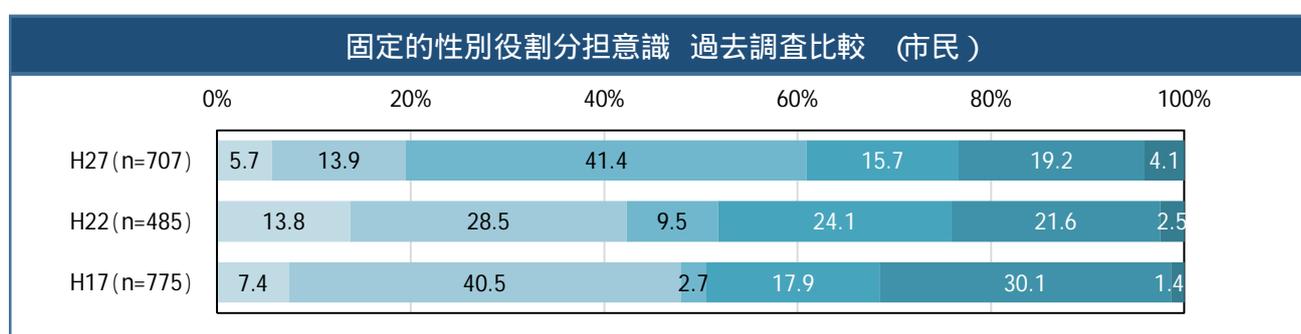
### 固定的性別役割分担意識について

「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識については、『反対』(「反対」+「どちらかといえば反対」)が、『賛成』(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)を上回っており、女性の方が『反対』が多くなっています。

中学生でも、『反対』が、『賛成』を上回っており、こちらも女性の方が『反対』が多くなっています。



過去の調査との比較では、『反対』が減少していることから、更なる性別役割分担意識の解消が必要だと考えられます。

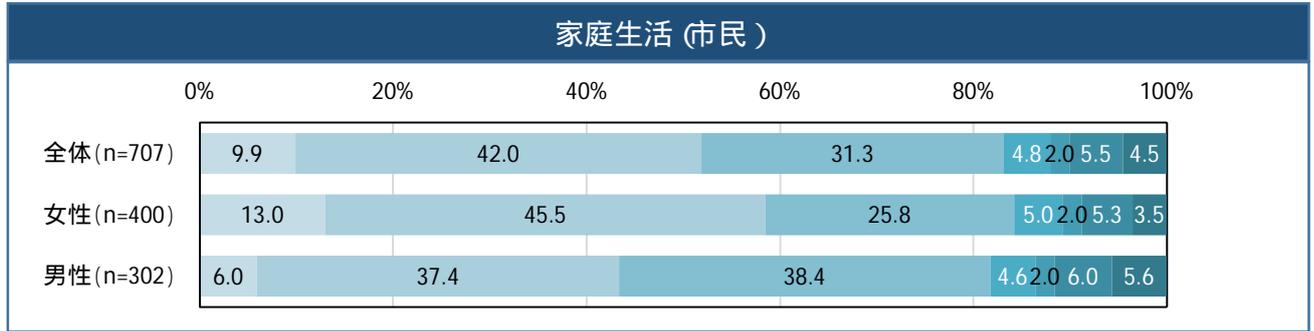


■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらともいえない ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ 無回答

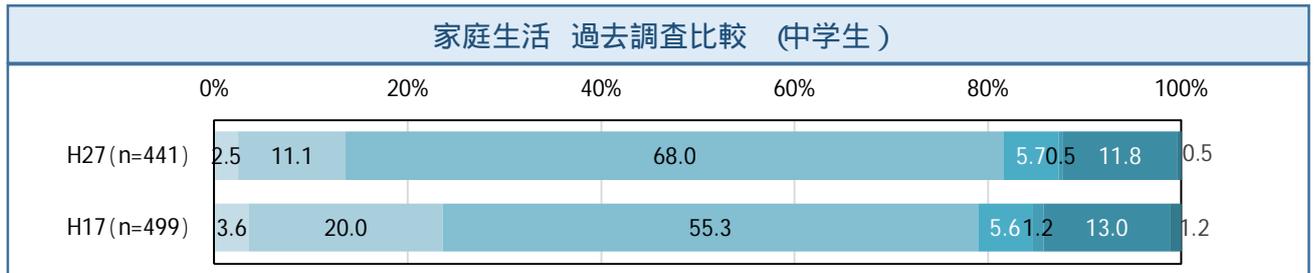
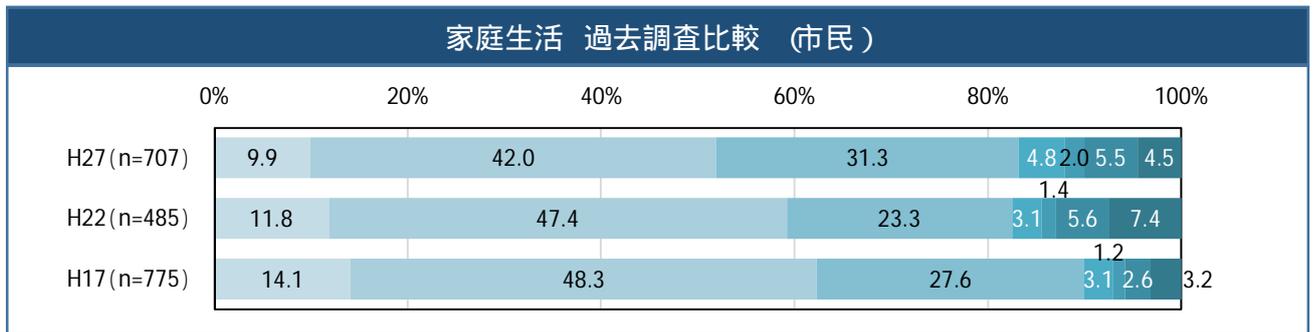
H17とH22の調査では、「どちらともいえない」ではなく「わからない」で集計しているため、グラフ中の「どちらともいえない」の割合は、「わからない」と回答した人の割合を使用しています。

## 男女平等意識について

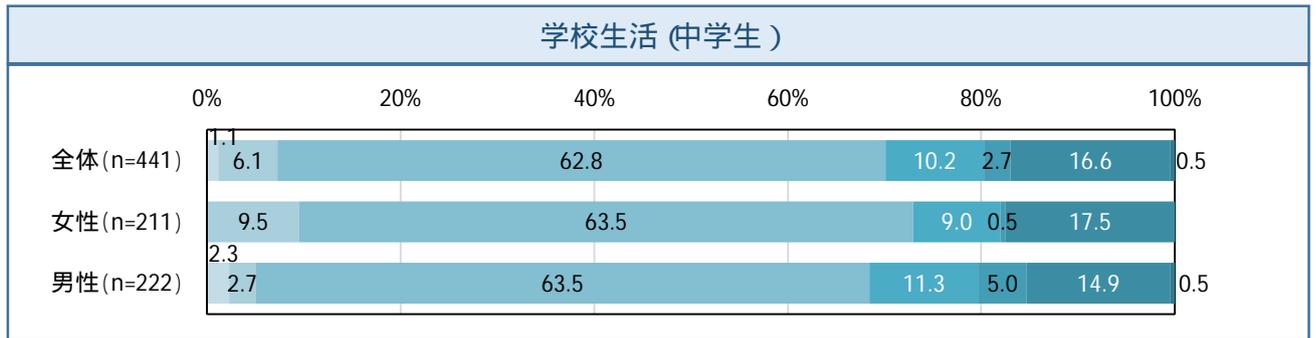
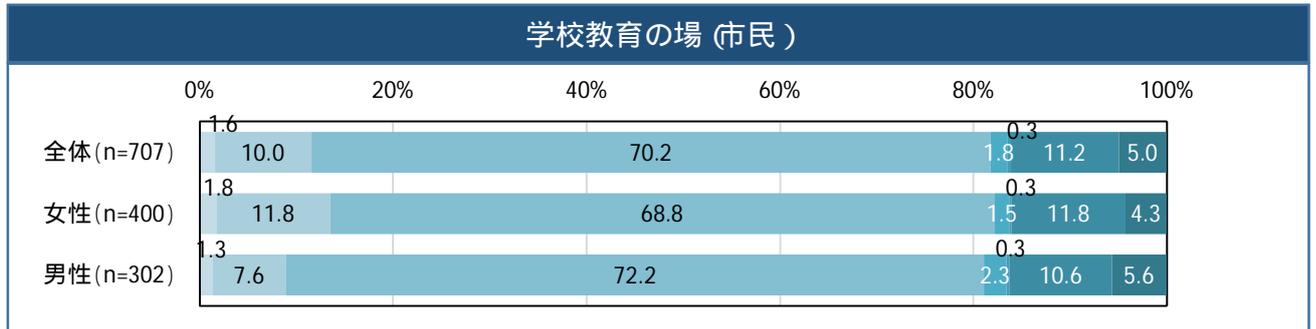
家庭生活の場では、市民と中学生の男女に関する平等感が大きく違っていました。市民をみると、男女は「平等」と感じている人は3割程度ですが、中学生は、7割近くの生徒が男女は「平等」であると感じています。



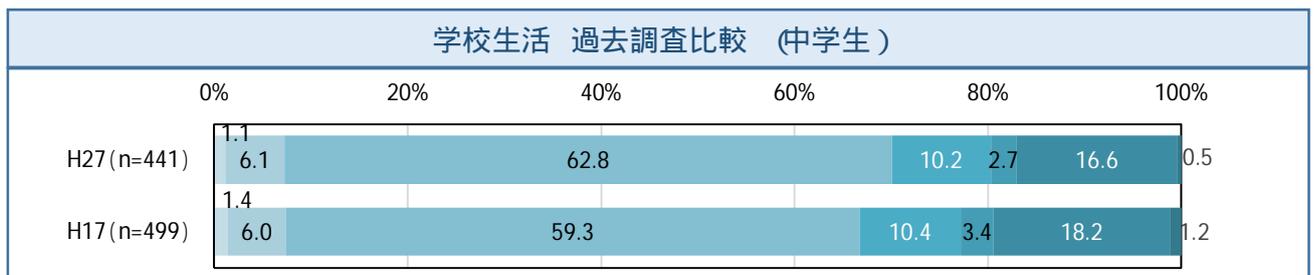
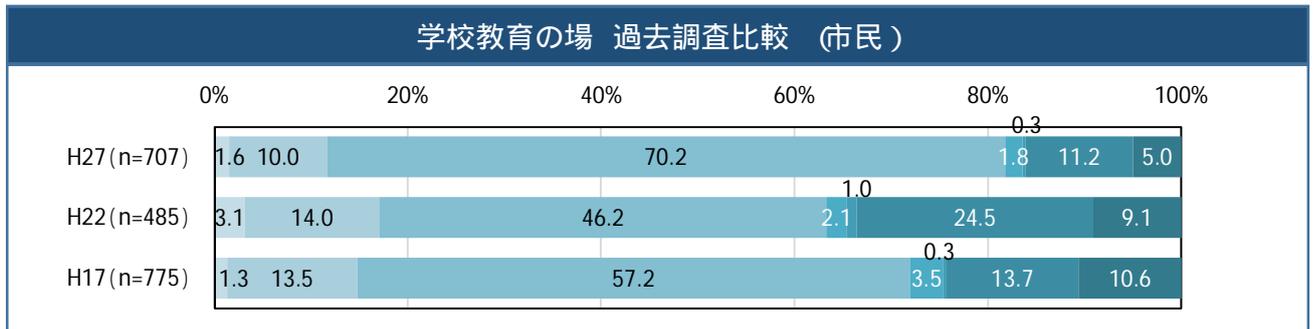
過去の調査との比較では、市民、中学生ともに『男性の方が優遇されている』(「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と感じている人が減少しています。



学校教育の場では、市民・中学生とも男女は「平等」と感じている人が多くなっています。しかし、『女性の方が優遇されている』（「女性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と感じている男女の割合をみると、市民においては差はありませんが、中学生では、『女性のほうが優遇されている』と感じている男性が多くなっています。

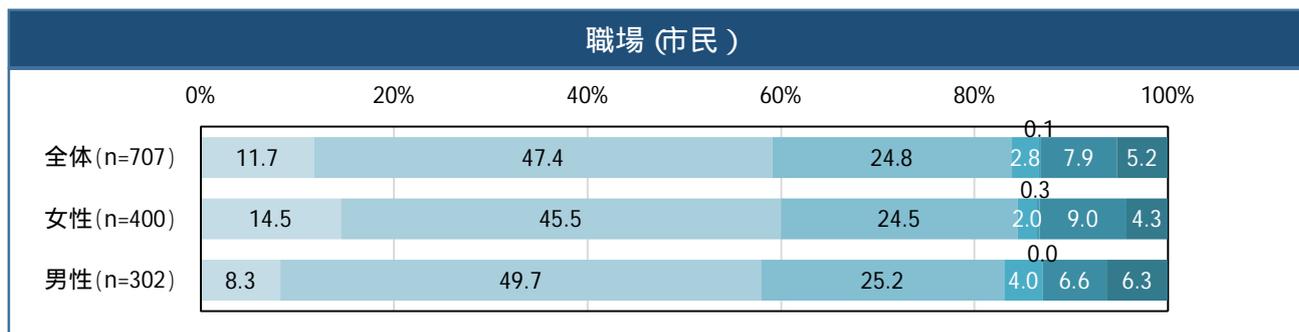


過去の調査との比較では、市民、中学生ともに「平等」と感じている人が増加しています。

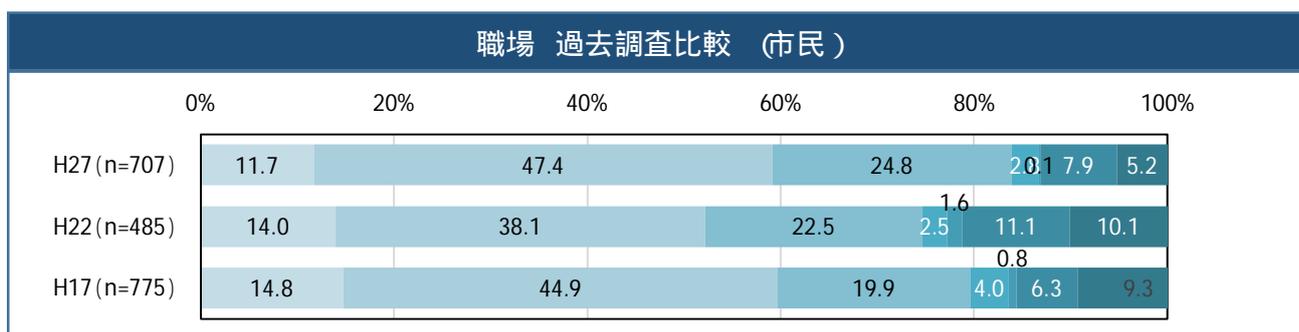


- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

職場では、男女ともに『男性の方が優遇されている』と感じている人が半数以上と多くなっています。

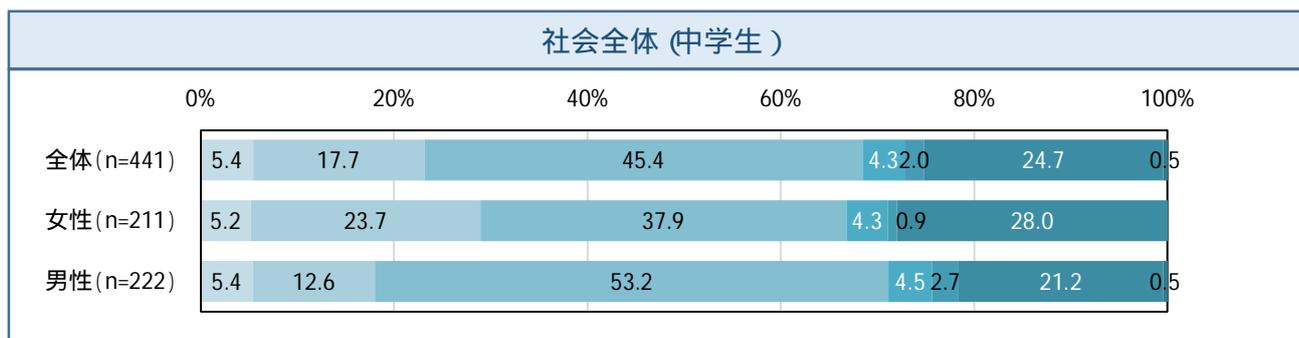
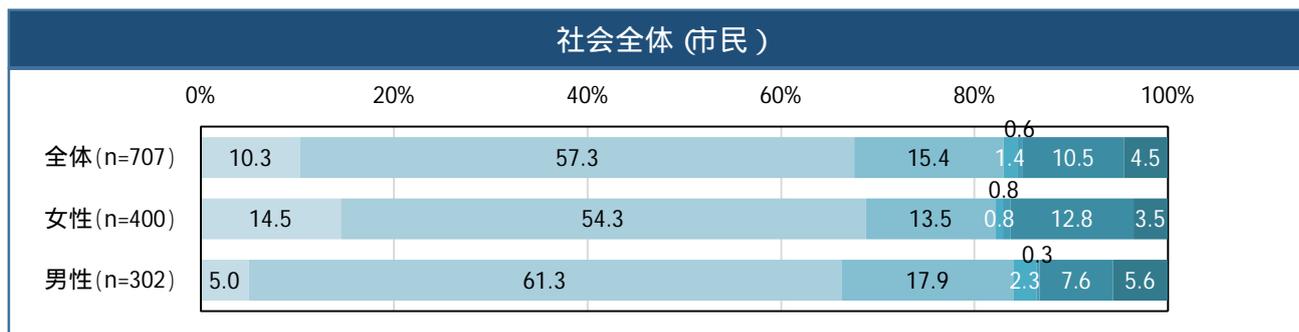


過去の調査との比較では、「平等」と感じている人は増加していますが、『男性が優遇されている』と感じている人は若干減少しています。

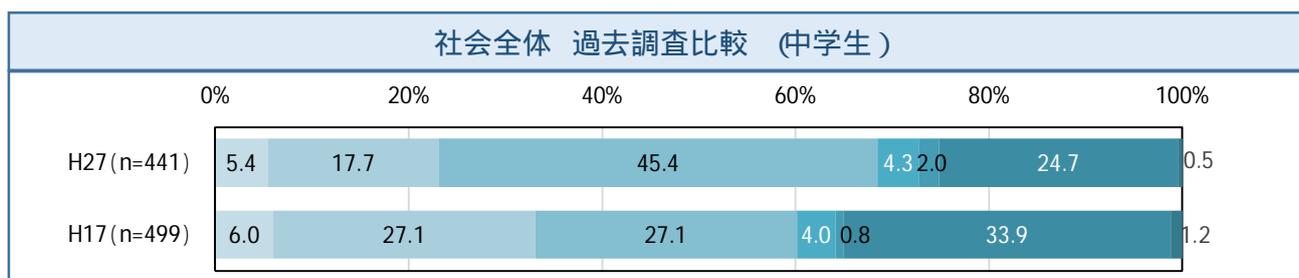
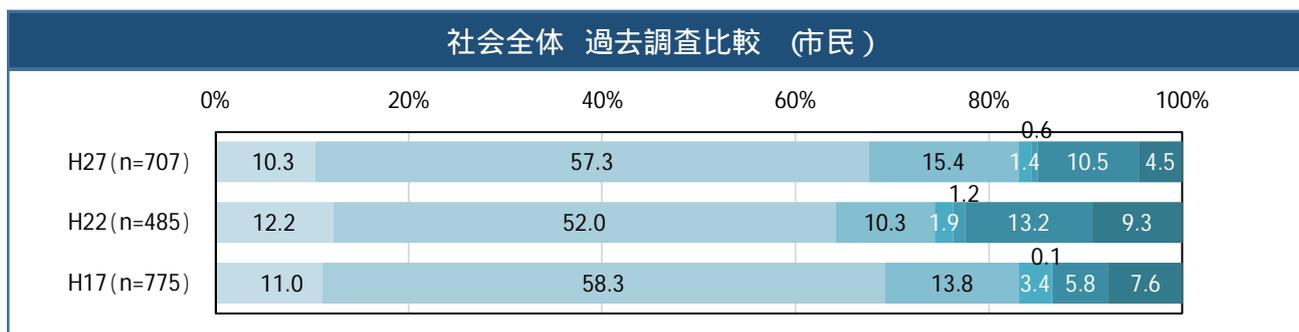


- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

社会全体では、市民と中学生の男女に関する平等感が大きく違っていました。市民をみると、6割近くの人が「男性の方が優遇されている」と感じていますが、中学生では、「男性が優遇されている」と感じている人は全体の2割強で、半数近くの生徒が男女は「平等」であると感じています。



過去の調査との比較では、市民で「平等」と感じている人は若干増加し、『男性が優遇されている』と感じている人が若干減少しています。また、中学生でも、「平等」と感じている人は増加し、『男性が優遇されている』と感じている人が減少しています。

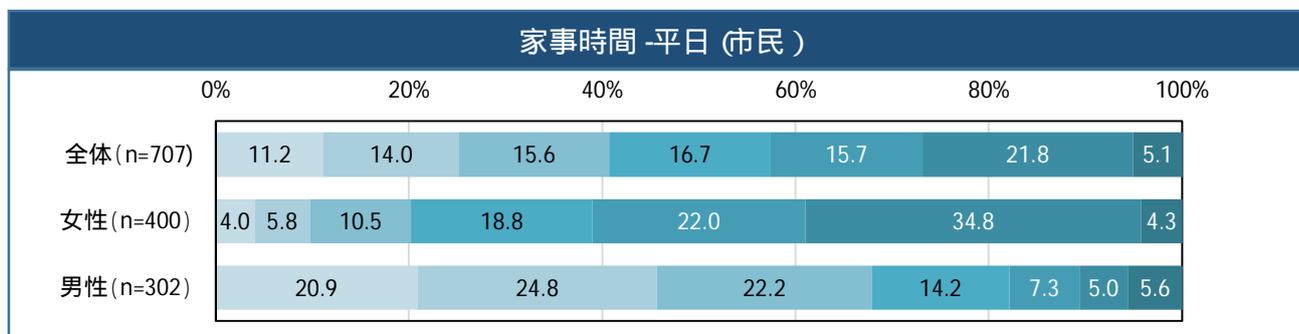


- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

## 家事時間について

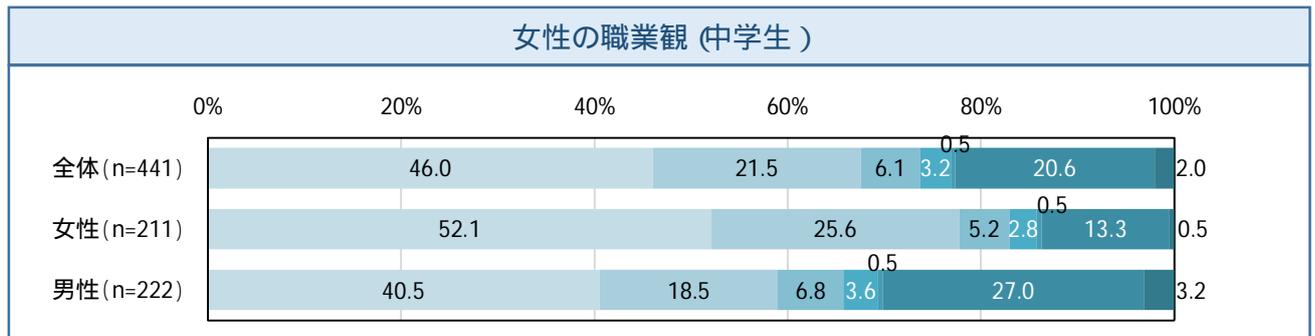
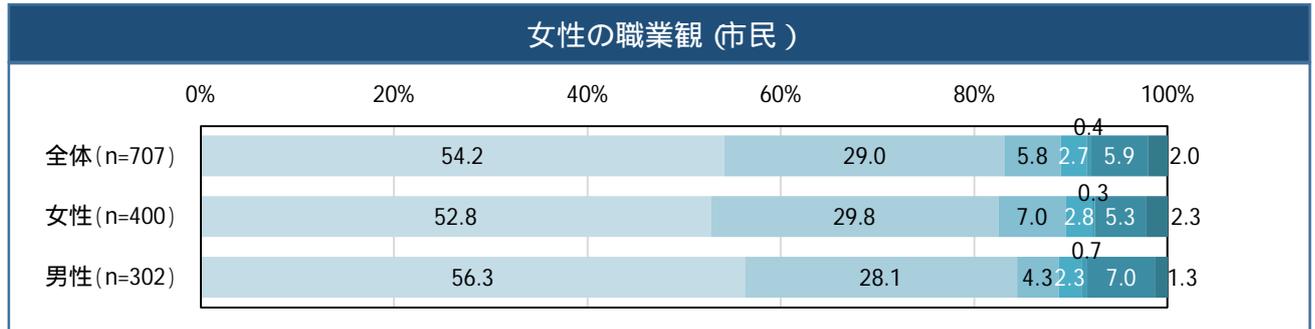
1日に平均してかける家事の時間（平日）では、男性と女性で大きく違っていました。男性は半数近くの人が「全くしていない」または「30分未満」と回答したのに対して、女性では「3時間以上」と回答した人が3分の1以上となっており、家事においては女性の負担が大きい事がわかります。

家事の時間（休日）でも、男性と女性で大きく回答が違っており、女性の家事の負担割合が大きくなっていますが、女性、男性ともに休日の方が家事をする時間が長いとした結果となりました。



## 女性の職業観について

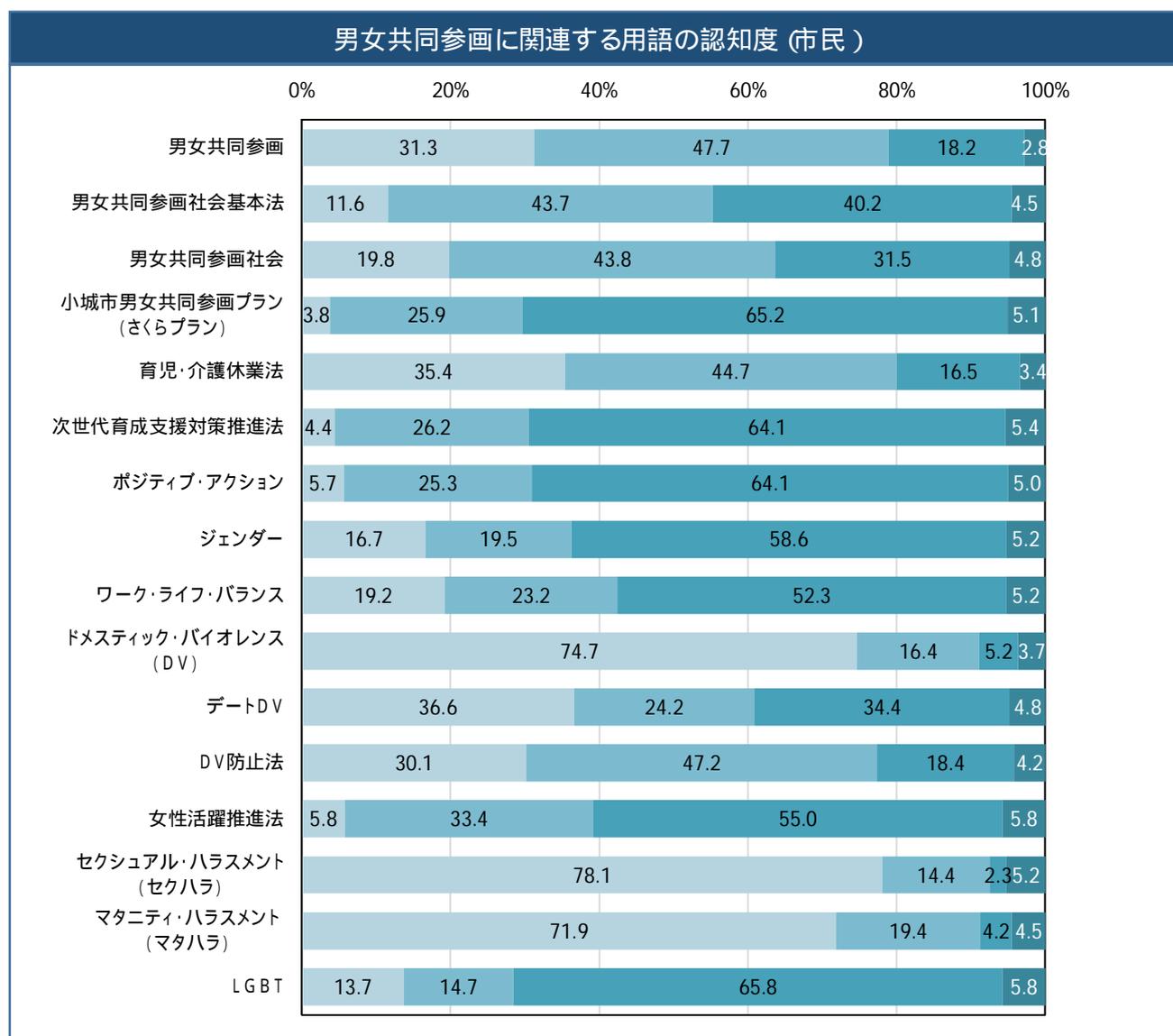
女性の職業観については、市民、中学生ともに「子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと職業を持ち続ける方が良い」が最も多くなっています。



- 子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと職業を持ち続ける方がよい
- 子どもができたらずっと職業を持ち続ける方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 女性は職業をもたないで、家事に専念する方がよい
- わからない
- 無回答

## 男女共同参画に関連する用語の認知度について

市民では、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」や「セクシュアル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」といった近年マス・メディアなどでも頻繁に見聞きするようになった言葉以外の用語に関しては、認知度は低くなっています。



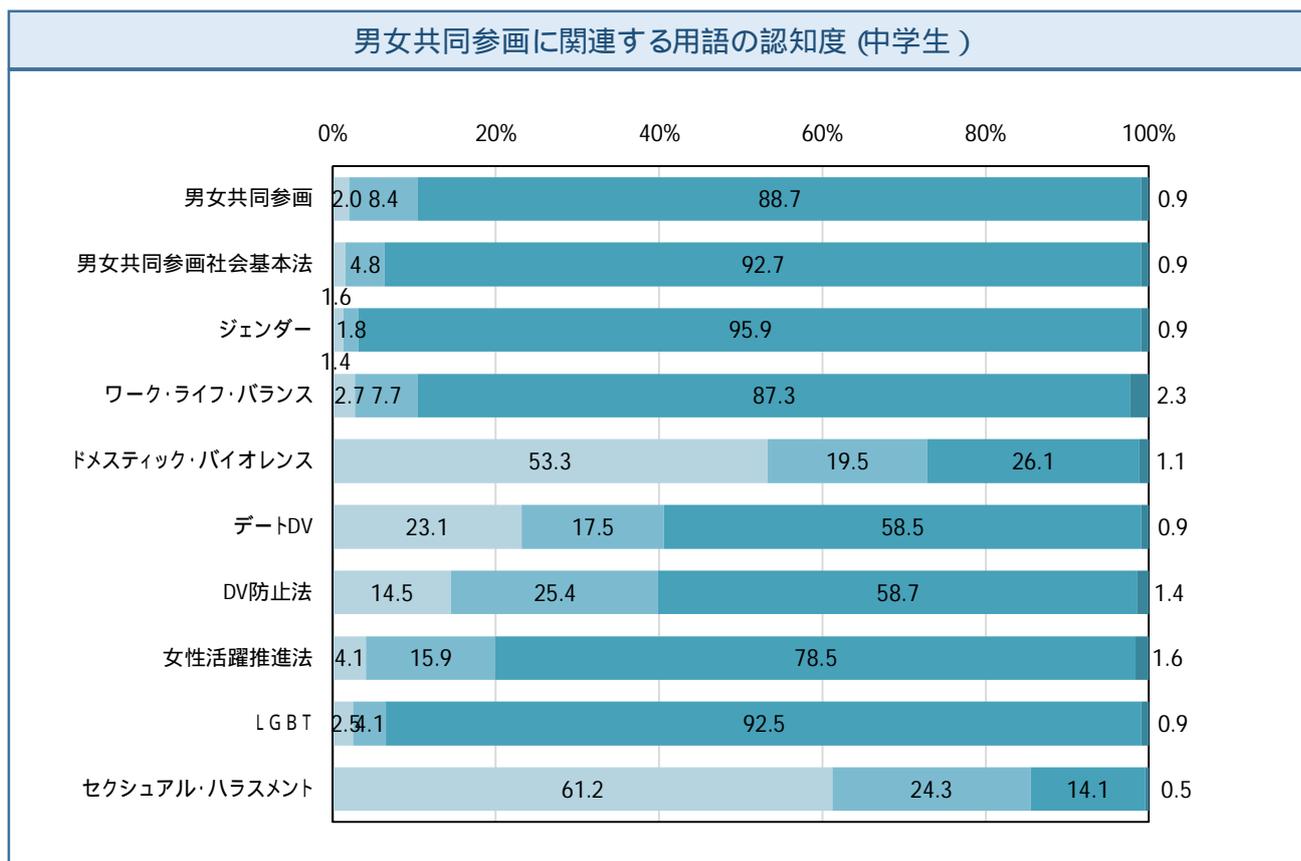
■ 聞いたことがあり、内容まで知っている

■ 聞いたことはあるが、内容は知らない

■ 聞いたことがない

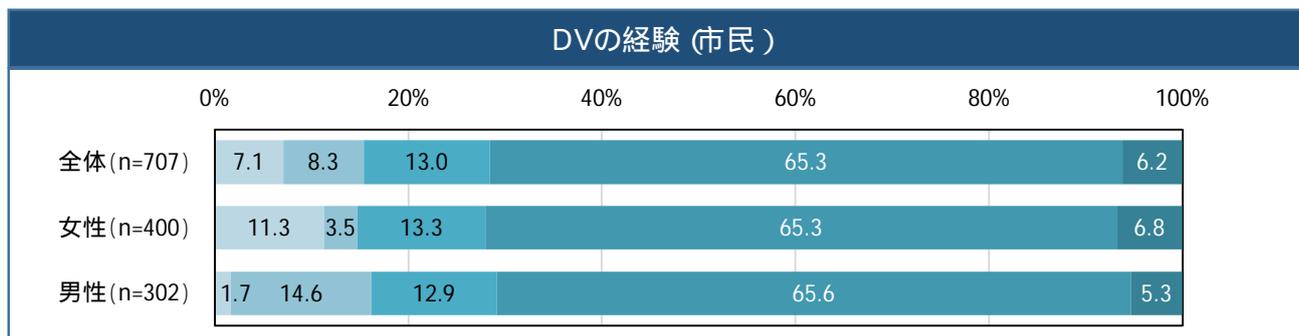
■ 無回答

中学生では、市民同様「ドメスティック・バイオレンス（DV）」や「セクシュアル・ハラスメント」といった用語の認知度は高いもののそれ以外の用語に関しては、認知度が低くなっています。



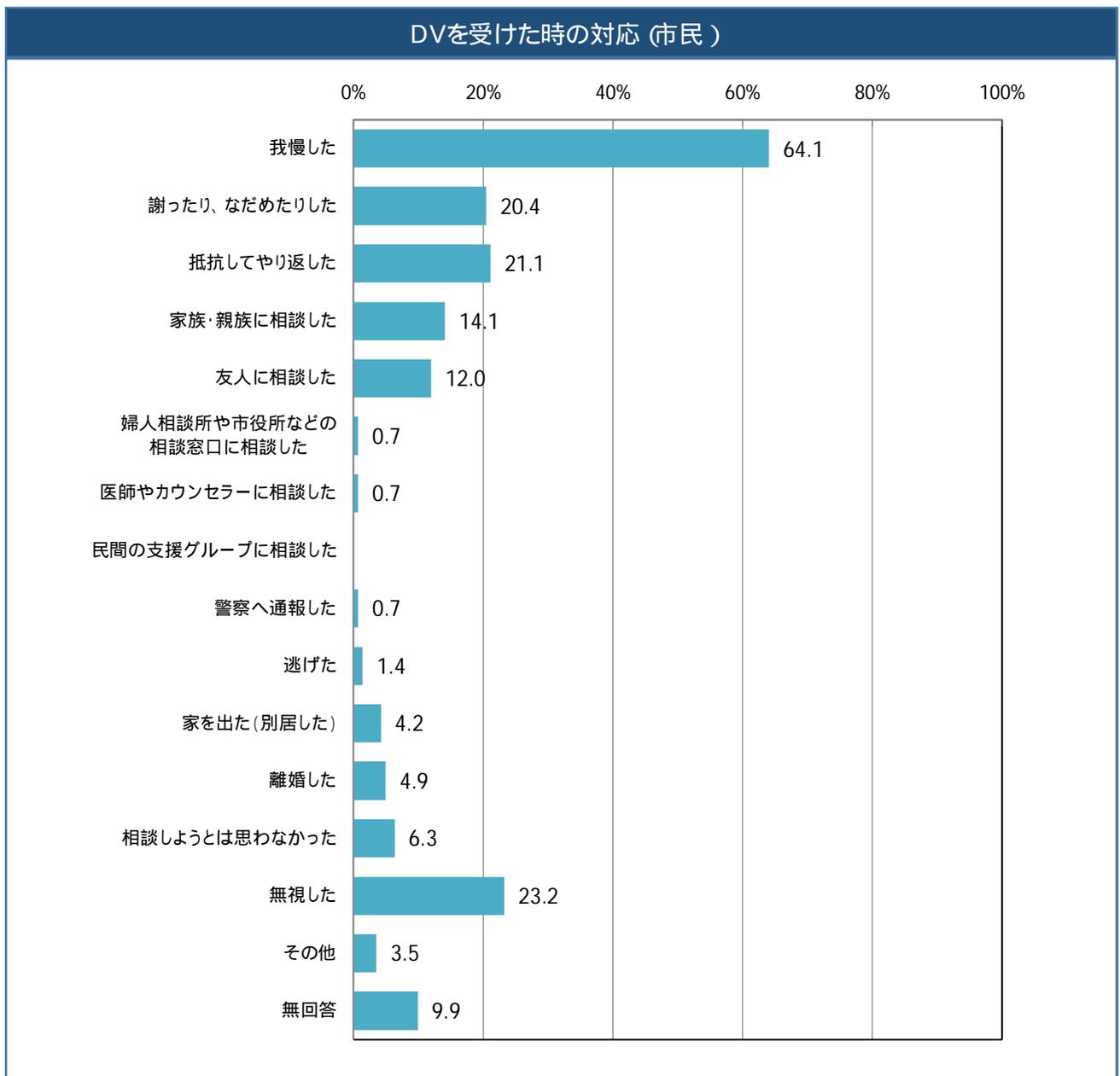
## 男女間の暴力（DV）について

DVについては、男女ともに「どちらもない」とした6割以上を占めるものの、「されたことがある」とことえた女性は11.3%と男性を大きく上回っています。また、「命の危機を感じるほどの暴力」「医師の治療が必要となるほどの暴力」において若干ですが「されたことがある」とした回答もみられることから、一部に深刻な暴力が存在していることがわかります。



■ されたことがある   ■ したことがある   ■ どちらもある   ■ どちらもない   ■ 無回答

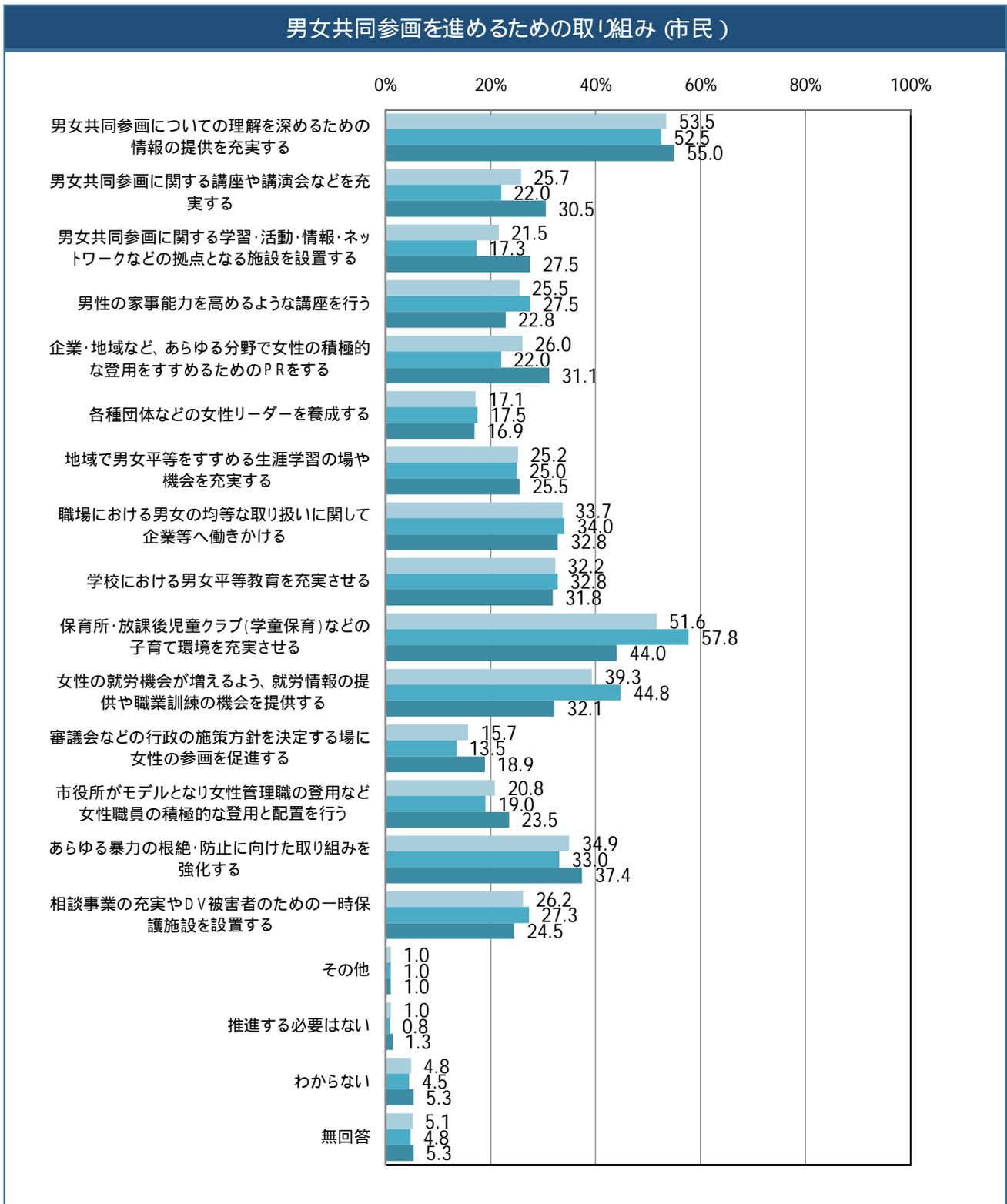
DVを受けた時の対応では、「我慢した」が最も多く、6割以上を占めていることから、被害が表面化していないケースも存在することが推察されます。



■ 全体(n=142)

## 男女共同参画を進めるための取り組みについて

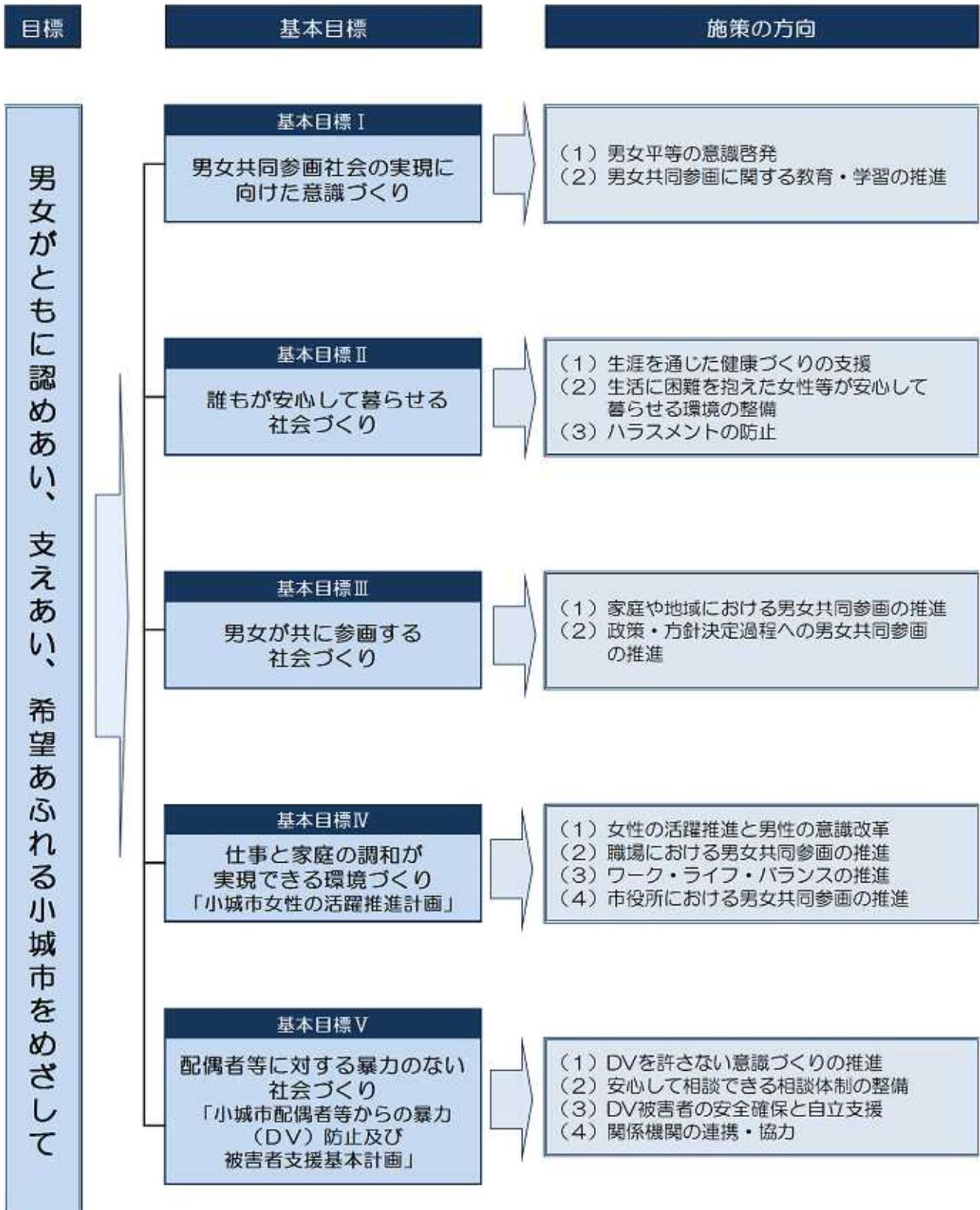
男女共同参画社会を進めるために必要な取り組みについては、「男女共同参画についての情報提供の充実」や「子育て環境の充実」等を行うことが多く求められています。



■ 全体 (n=707) ■ 女性 (n=400) ■ 男性 (n=302)

# 第3章 プランの内容

## 1. プランの体系



## 2. 推進のための指標

男女共同参画社会は、行政の施策だけでは実現できません。市民の皆さん一人ひとりが理解を深め、地域団体や事業者など地域の様々な活動のなかで取り組むことが必要です。そこで、「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」、基本目標ごとに「指標」を設定し、平成33年度（2021年度）までの目標値を定め、目標達成に向け取り組んでいくこととします。

### 基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

指標	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度

### 基本目標 誰もが安心して暮らせる社会づくり

指標	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度

### 基本目標 男女が共に参画する社会づくり

指標	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度

### 基本目標 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり

指標	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度

### 基本目標 配偶者等に対する暴力のない社会づくり

指標	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度

### 3 . 基本目標・施策の方向

#### 基本目標

#### 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

##### 【基本的な考え方】

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルを理解し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが必要となります。家庭や地域などあらゆる場面において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識を持つことなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動を行います。また、学校教育・社会教育を通じて、男女共同参画の意識づくりを進めていきます。

##### 男女共同参画社会の実現 に向けた意識づくり

(1) 男女平等の意識啓発

(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

#### 基本目標

#### 誰もが安心して暮らせる社会づくり

##### 【基本的な考え方】

男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、様々なシーンに応じた健康支援に取り組み心身の健康の維持増進を図ります。

ひとり親家庭や貧困、高齢、障がい等により困難を抱えている人々への支援を行い、生活の自立と安定を促進していきます。

また、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発に取り組み誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めていきます。

##### 誰もが安心して暮らせる 社会づくり

(1) 生涯を通じた健康づくりの支援

(2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

(3) ハラスメントの防止

## 基本目標

## 男女が共に参画する社会づくり

### 【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図るため、地域活動における男女共同参画の促進など市民主体の取り組みに対する支援や、市の政策や方針決定過程への参画などの取り組みを積極的に行い、あらゆる分野における女性リーダーの育成や登用をさらに推進し、男女が共に参画する社会づくりを進めていきます。

### 男女が共に参画する 社会づくり

(1) 家庭や地域における男女共同参画の推進

(2) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

## 基本目標

## 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり

### 【基本的な考え方】

男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じ、多様な選択ができるように仕事と生活を調和させることは、多様性に富んだ活力ある社会を構築するために重要な課題です。

今後、社会全体で子育てを支援する環境づくり、高齢者等が安心して暮らし続けられる介護支援策の充実を図り、育児・介護と仕事が両立できる環境づくりを行います。

さらに、「女性活躍推進法」がめざす、女性が十分に能力を発揮し、活躍できるような環境を整備するために、事業者への情報提供を行うなどの取り組みを進めていきます。

### 仕事と家庭の調和が実現 できる環境づくり

(1) 女性の活躍推進と男性の意識改革

(2) 職場における男女共同参画の推進

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

(4) 市役所における男女共同参画の推進

## 【基本的な考え方】

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」をめざし、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を、関係機関と連携しながら総合的に進めていきます。

